

危機管理の勘どころ

帝京大学 法学部教授
東京都災害対策担当参与

志方 俊之



1. 危機にはどんなものがあるか

危機にも色々ある。多くの人命が脅かされる危機に限って考えてみると、大きく分けて五つのものがある。第一は、避けることのできない危機の一つである「自然災害(Natural Disaster)」だ。これは我々がその上で生きている地球の営みだから無くすことはできない。

伊勢湾台風や阪神・淡路大地震のような自然現象はいつ起こっても不思議ではない。我々にできることは異常な自然現象によってもたらされる被害を少なくするため努力するだけである。「災害対策基本法」では、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火と言った異常な自然現象と大規模な火災と爆発によってもたらされる災害を対象にしている。

暴風	豪雨	豪雪	洪水	高潮	地震	津波	噴火	大規模な火災・爆発
異常な自然現象								
災害対策基本法								

第二は、東海村の核燃料加工施設(JCO)で起こった臨界事故のような、いわゆる「事故(Accident)」である。自分から事故を起こそうとする者はいないが、人間である以上、思い違いや錯誤は避けられない。人間社会から事故を全くなくすることはできない。不断の努力で、事故を可能な限り少なくすることはできる。

第三は、和歌山県で起きた砒素入りカレー事件のような犯罪、すなわち「事件(Incident)」である。これも人間社会から無くすることはできない。人間の心の中にある邪悪な部分が抑えきれなくなり現実のものとなる場合は少なからずある。犯罪を皆無にすることは難しい。人間の業と言ってもよい。人間が人間である以上、どうしても起こる。

第一から第三までの危機はいずれも国内で起こるものだ。第四は、外国で紛争が起こって多くの在留邦人を緊急に安全な地域へ退去させたり、大量の難民がわが国にやって来たり、わが国の船舶が外国での紛争や犯罪の巻き添えになるといったもので、「事態(Situation)」と言われるものである。とくにわが国の周辺で起こり、わが国の国民の生命や国家の主権が脅かされる場合は、「周辺事態」と呼んでいる。

第五は、滅多に起こることではないが、わが国へ外国から弾道ミサイルが飛んできたり、特殊部隊が侵入して破壊活動におよぶといった「有事(National Emergency)」